

(別紙 1 - 4 くろまぐろ (小型魚))

第 1 特定水産資源

1 特定水産資源の名称
くろまぐろ (小型魚)

2 特定水産資源の定義

くろまぐろのうち、30 キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 富山県氷見漁業協同組合 (定置漁業)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。))

② 対象とする漁業

氷見漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する定置漁業 (漁業法第 60 条第 3 項で定める定置漁業又は同条第 5 項で定める共同漁業・・・小型定置漁業。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

② 都道府県知事から法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 富山県新湊漁業協同組合 (定置漁業)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

新湊漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

② 都道府県知事から法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

3 富山県とやまし漁業協同組合 (定置漁業)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
 - ② 対象とする漁業
とやま市漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業
 - ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日
 - ② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内
- 4 富山県魚津漁業協同組合（定置漁業）
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域
中西部太平洋条約海域
 - ② 対象とする漁業
魚津漁業協同組合及び入善漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業
 - ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日
 - ② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内
- 5 富山県その他漁業協同組合（定置漁業）
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域
中西部太平洋条約海域
 - ② 対象とする漁業
朝日町漁業協同組合、くろべ漁業協同組合及び滑川漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業
 - ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

- ② 都道府県知事から法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から 3 日以内

6 富山県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

富山県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者によるくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（上記 1～5 の知事管理区分に規定する対象とする漁業を除く）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

- ② 都道府県知事から法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分方法は、県下漁業団体と協議の上、富山海区漁業調整委員会の意見を聴いて決める。また、県及び関係する漁業協同組合の間で協議が整った場合には、富山海区漁業調整委員会の意見を聴いて、知事管理区分間で漁獲枠を融通できることとする。

また、必要に応じ、県下漁業団体と協議のうえ、漁獲可能量の一部を本県の留保枠とする。当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、富山海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。